

《リスト1》 使用禁止農薬 および使用目的・対象に制限を設ける農薬

2016年4月

主用途	No.	有効成分	追加/注	農薬商品名	系統別	人畜毒性	魚毒性	ADI
殺虫剤	1	DEP(トリクロロホン)	注①	ディプテレックス	有機リン系	劇物	B	0.002
	2	DMTP(メチダチオン)	注②	スプラサイド	有機リン系	劇物	B	0.0015
	3	EPN		EPN	有機リン系	毒物	B-s	0.0014
	4	MEP(フェニトロチオン)[スミチオン]	注③	スミチオン、ガットサイドS、サッチューコートS、ガットキラ	有機リン系	普通物	B	0.005
	5	MPP(フェンチオン)		バイジット、ファインケムB、T-7、5バイセフト	有機リン系	劇物	B	0.0023
	6	NAC(カルバリル)	注④	デナボン、ナック、マイクロデナボン	カーバメート系	劇物	B	0.02
	7	アバメクチン		アグリメック	マクロライド系	毒物	-	0.0006
	8	アミラズ		ダニカット、タイクーン	有機リン系	普通物	B	0.0025
	9	エチルチオメトン(ジスルホトン)		ダイシストン、ステッド、バイジット	有機リン系	毒物	B	0.002
	10	オキサミル		バイデート	カーバメート系	毒物	B	0.02
	11	カズサホス		ラグビー	有機リン系	毒物	C	0.00025
	12	クロルピリホス		ダーズバン	有機リン系	劇物	C	0.001
	13	酸化フェンブタスズ		オサダン	有機スズ	毒物	C	0.03
	14	シペルメトリン		アグロスリン	ピレスロイド系	劇物	C	0.05
	15	ジメトエート		ジメトエート、ベジホン、ミカントップ	有機リン系	劇物	B	0.02
	16	青酸[シアン化水素]		チバクロン	シアン	毒物	B	0.05
	17	ダイアジノン		ダイアジノン	有機リン系	劇物	B-s	0.002
	18	テフルトリン		フォース	有機塩素系	毒物	C	0.005
	19	フィプロニル		プリンス	ダイアゾール系	劇物	C	0.0002
	20	フェンバレレート[スミサイジン]		パーマチオン、ハクサップ	ピレスロイド系	劇物	C	0.02
	21	プロチオホス	注⑤	トクチオン、グリーンA、グリーンB	有機リン系	普通物	B	0.0015
	22	プロフェノホス		エンセダン	有機リン系	普通物	C	0.00015
	23	ペルメトリン		アディオ、カダンAP、エンバー、ガードベイドA、スミナイス	ピレスロイド系	普通物	C	0.048
	24	マラソン(マラチオン)		マラソン、パインサイド、スミソン、リンナックル	有機リン系	普通物	B	0.02
	25	メソミル		ランネット	カーバメート系	毒物	B	0.028
	26	リン化アルミニウム		ホストキシ、フミトキシ、エピフェウム	くん蒸剤	特定毒物	-	

主用途	No.	有効成分	追加/注	農薬商品名	系統別	人畜毒性	魚毒性	ADI
殺菌剤	27	TPN(クロロタロニル)		ダコニール、パスポート	有機塩素系	普通物	C	0.018
	28	キャプタン	注⑥	オーソサイド、アリエッティC、キャブレート、オキシラン	ジカルボキシトオイミド系	普通物	C	0.125
	29	ジチアノン	注⑦	デラン	キノン系	毒物	B	0.01
	30	ジラム	注⑧	ダイボルト、スペックス、ブルーク、コニファー	ジチオカーバメート系	普通物	C	0.005
	31	チウラム(チラム)[TMTD]	注⑨	ボマゾール、チウラム、キヒゲンディ、キヒゲン、チウラム	ジチオカーバメート系	普通物	C	0.0084
	32	チオファネートメチル	注⑩	トップジンM、ゲッター、トップグラス	ベンゾイミダゾール系	普通物	A	0.08
	33	ベノミル		ベンレート、ダコレート、シャルマツ	ベンゾイミダゾール系	普通物	B	0.1
	34	マンゼブ(マンコネブ)	注⑪	ジマンダイセン、グリーンダイセンM、ペンコゼブ、リドミルMZ	ジチオカーバメート系	普通物	B	0.03
	35	マンネブ		マンネブダイセンM、エムダイファー、ラビライト、ダコニールM	ジチオカーバメート系	普通物	B	0.005
植調剤	36	マレイン酸ヒドラジド		C-MH		普通物	A	0.25
土壌消毒剤	37	D-D(テロン)		ネマトリン、テロン		劇物	B	
	38	クロルピクリン		クロルピクリン		劇物	C	
	39	臭化メチル		不可欠用途専用アサヒヒューム		劇物	A	
	40	ダゾメット		バスアミド・ガスタード		劇物	A	0.01
	41	ヨウ化メチル		ヨーカヒューム		劇物	A	0.005

《リスト1 (補足)》

\* 注①～⑪の農薬は、現時点で特定の作物について完全に使用をやめることは困難であるという意見に基づき、一部の使用をやむを得ないものと判断します。ただし、今後代替となる栽培技術、または防除方法が確定次第、使用を中止するようご留意願います。また、代替となる栽培技術、試験栽培への取り組みをご検討ください。

\* やむを得ず使用する場合においても、毒性・残留性が高いので、使用者の安全には十分に注意し、作物への残留が無いよう、使用方法、使用時期等をご検討ください。

殺虫剤

- 注① DEP(トリクロロホン) :「果樹」のみ使用可
- 注② DMTP(メチダチオン) :「果樹」「パイナップル」のみ使用可
- 注③ MEP(フェニトロチオン) :「果樹」「パイナップル」のみ使用可
- 注④ NAC(カルバルル) :りんごの摘果を目的としたデナポン、マイクロデナポンに限り使用可
- 注⑤ プロチオホス :「果樹」のみ使用可

殺菌剤

- 注⑥ キャプタン :「落葉果樹」のみ使用可
- 注⑦ ジチアノン :「果樹」のみ使用可
- 注⑧ ジラム :「落葉果樹」のみ使用可
- 注⑨ チウラム :「落葉果樹」のみ使用可
- 注⑩ チオファネートメチル :「果樹」ならびに「いちご」使用可
- 注⑪ マンゼブ :「果樹」のみ使用可